

高橋有子議員

ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、「議案第85号 令和3年度伊丹市一般会計補正予算（第8号）」に対する議案質疑をさせていただきます

事業者支援金給付事業についてお伺いします。

まず、この事業を提案された経緯と、支給対象要件は具体的にどう決められたのでしょうか？

法人や本人確認、売り上げ20%減の証明、複数の支援金を申請なされていないことの証明といった審査基準はどうするのか、また、どういう人たちが何人体制で支給までもっていくのか、支給が遅いといわれることもあるが迅速に支給するためにどうするのか、不正受給を防ぐための審査体制はどうなっているのでしょうか？

個人事業主等支援金、宿泊事業者支援金、酒造事業者支援金、交通事業者支援金、それぞれの対象事業者件数を教えてください。事業の支給金額はどのように考えられて決められたのでしょうか？

キャッシュレス決済ポイント還元事業についてお伺いします。

昨年2020年9月に実施し、Pay Payを使いマイナポイントと同率の還元率25%を設定し、1回の上限ポイントを5,000円相当、期間中のポイント上限総額は5,000円というものでした。

1回目の当事業は2億200万円の予算額に対して執行額は5033万6000円となり、執行率は24.9%でした。目的は、経済的なダメージを受けている市内事業者に対する経営支援、店舗等の支払い時における接触機会の低減を図ることによるクラスター等の感染症拡大の防止、新型コロナウイルス感染症により自宅待機・離職等を余儀なくされた方々をはじめとする消費者及び市民の皆様に対する経済的支援の3点でした。

総括として、コロナ禍という有事において、事業者の皆様へ、いかに迅速に支援を届けるかという視点に立ち、想定し得る最大額を予算化し、実施したため、結果として執行率は低くなったが、830店舗がキャンペーンに参加され、9月の1か月間で2億5500万円のキャッシュレス決済による消費があり、市内経済に一定の効果があつたと答弁されています。

また、当キャンペーン期間中に当該事業者が運営するキャッシュレス決済を初めて行った方が1800人、キャンペーン全体の利用者が4万人以上に上るなど、多くの利用者の方にキャッシュレス決済が普及し、利用の促進につながつたと受け止められています。

さて、この度の2022年1月から2月のうちの1か月で実施される予定の2回目のキャッシュレ

ス決済ポイント還元事業ですが、目的、対象店舗数の見込み、ポイント還元率、1日の上限額、事業費について前回の事業と何が違うのでしょうか。その理由を含めてお答えください。

執行率が低かったことについて、事業者のある程度知見が出てきたということは聞いております。どのような知見だったのでしょうか？

今回は、生活用品等の販売により売上げが伸びていると考えられるスーパーやドラッグストア、財政基盤が盤石で企業ネットワークからの支援が受けられる大企業、地域経済の停滞した影響を大きく受けることがないものと考えられる保険診療等を行う医療施設や鍼灸接骨院等を対象外とされました。施策目的がほぼ同じなのであれば、対象店舗も同じと考えてよいのでしょうか？

必ずしもキャッシュレスを絶対やるというわけではなくて、当然感染状況、その他社会経済状況を踏まえまして、何が適切かというのを考えていくべきものかと考えております。

市民のスマホ保有率、QRコード決済使用率も分からず、前回どれほど市民が恩恵を受けたかが不明でした。商品券など方法は考えられるが、なぜキャッシュレス決済ポイント還元になったのでしょうか。QRコード決済を使用できない、使用しない市民は、再び蚊帳の外になることへの見解をお伺いします。また、特定のQRコード決済事業者の顧客営業に、税金をつぎ込むことに対する見解をお伺いします。

以前の答弁では、感染状況の拡大が今広がっている中で、現時点では2回目の実施は見送っている状況とのことでした。今回の予定期間に「宣言」が出ていたら延期するのでしょうか？予算を超えた場合、当初の予定より早くキャンペーンを終了するのでしょうか？

今回の2つの事業と新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の関係を教えてください。

また、伊丹市に対する令和3年度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付限度額はいくらでしょうか。さらに、財源として活用する時期はいつでしょうか。

以上で質疑を終わります。

都市活力部長西本秀吉

私からは、議案第85号「令和3年度伊丹市一般会計補正予算（第8号）」に関する数点のご質問にお答えいたします。

まず、「事業者支援金給付事業」に関する数点のご質問にお答えいたします。

まず、「この事業を提案した経緯と、支給対象要件は具体的にどのように決めたのか」についてですが、緊急事態措置やまん延防止等重点措置の影響により、市内経済は多大な影響を受けており、多

くの事業者の皆さまがコロナ禍前に比較して売上高が減少しているものと認識しております。売上高の減少が継続している業種のうち、「飲食店」につきましては、兵庫県下に発令されました緊急事態措置やまん延防止等重点措置に伴う営業時間短縮等の影響が大きいものと考えており、本市も国や県と協調して「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」を支給し、経営の支援を続けてきたところでございます。また、飲食店との取引のある事業者等につきましては、売上高が50%以上減少している場合は国の「月次支援金」の対象となっているほか、酒類販売事業者につきましては、売上高減少の要件がありますが、兵庫県の「酒類販売事業者支援金」を受給することが可能となっております。

しかしながら、月次支援金等の支給対象となっていない事業者につきましても、売上高の減少により厳しい経営状況が継続していることから、この度の「個人事業主等支援金」として本市独自の支援策を講じることとしたものであります。

また、「宿泊業」や「道路旅客運送業」などの事業者は、外出自粛等の影響により観光等での利用が激減し、売上高は大きく減少しております。本市は、周辺市と連携し「日本遺産『「伊丹諸白」と「灘の生一本」下り酒が生んだ銘醸地、伊丹と灘五郷』」の認定を受け、観光資源を活用し、中心市街地をはじめとする市内全域のさらなる活性化を目指しているところでございますが、このためには市内の観光関連事業者が安定的に経営を継続していく必要があると考えております。

外出自粛等の継続により市内観光関連事業者にとっては厳しい時期が続いておりますが、国が議論しております行動制限の緩和等により観光の機運が高まった際には、市と事業者が連携して市内観光を盛り上げていきたいと考えているところであり、本市の観光関連事業である「宿泊・交通、酒造」の事業者を支援することとしたものであります。

また、「支給対象要件」としましては、個人事業主等及び観光関連事業者ともに市内で事業を行っている事業者のうち、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、売り上げが令和元年又は令和2年の同月と比較して、20%以上減少した事業者に対して支援金を支給しようとするものでございます。そのため、本市在住の方であっても、市外で事業を行っている場合は対象外となりますが、市外在住の方であっても、市内で事業を行っている場合は対象となり得ます。また、市内で複数の事業所を展開している場合についてですが、本支援金は事業所数ではなく、事業者ごとの支援としており、申請は、1事業者につき1回のみとなります。

次に「審査基準や審査体制、迅速な支給や不正支給を防ぐ体制について」ですが、今回の個人事業主等支援金事業につきましては、支援金の交付に係る申請書の受付のほか、電話などの対応や書類の審査、支払に関するデータの作成、書類の整理などの事務委託を予定しているところでございます。昨年度に実施いたしました「事業所等賃料補助事業」の実績を踏まえ、本市が想定している申請件数

や繁忙時期、支援金の支給までの一般的な日数等を条件として示して事業者を募集し、最も効率的に事業を実施できる事業者を選定しようと考えております。また、申請書の添付書類については、確定申告書や営業許可証、開業届や法人設立届などの公的な書類を原則とし、それらが無い場合については、電話等で個別に聞き取りのうえ対応することとし、不正受給に繋がることのないよう取り組んでまいります。

次に「対象事業者件数について」でございますが、「個人事業主等支援金」につきましては昨年度に実施しました「事業者等賃料補助金」の実績を踏まえ、今回の事業では最大で900件を見込んでいるところでございます。また、「宿泊事業者支援金」につきましては、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」による届出が必要な施設を除き、2件を、「酒造事業者支援金」につきましては2件を、「交通事業者支援金」につきましては、タクシー事業者が4件、貸切バス事業者が2件を見込んでいるところでございます。また、「支給金額」につきましては、個人事業主等支援金につきましては1事業者につき10万円を、宿泊事業者支援金につきましては上限を200万円と設定したうえで1室につき2万円を、酒造事業者支援金につきましては基準を設け1社につき最大200万円を、交通事業者支援金につきましてはタクシー1台につき2万円を、貸切バス1台につき5万円とし、それぞれ限られた財源の範囲内において、できる限り効果が期待される金額といたしました。

次に、「キャッシュレス決済ポイント還元事業」に関する数点のご質問にお答えいたします。

まず、「前回の事業との違い」についてでございますが、初めに、今回の事業の目的といたしまして、主には、①消費喚起することにより経済的なダメージを受けている市内事業者の売上増加につなげる経営支援、併せて②新型コロナウイルス感染症により自宅待機、離職等を余儀なくされた方々をはじめとする消費者・市民の皆さまに対する経済的支援であります。また、前回との違いを申し上げますと、前回実施時には「支払い時における接触機会の低減」も主な目的のひとつとして挙げておりましたが、現在では、キャッシュレスキャンペーン等の効果もあり、各店舗において、支払い時における感染拡大防止対策等が相当進んできているものと考えているところです。次に、事業費の内訳といたしましては、還元ポイントの原資として1億5千万円、事業実施に係る手数料として600万円、販促物作成費等として200万円程度となっております。また、ポイント還元率は20%を、ポイント上限額は5,000円を予定しております。これらの条件につきましては、他自治体での実績を踏まえ、最も効果的な事業内容といたしました。なお、予算を承認いただいた後に決済事業者の選定手続きを実施することから、対象店舗数の見込につきましては、事業実施事業者と調整のうえ決定することとなります。また、1回あたりの上限額につきましても、利用者の動向に影響するものと考えており、同じく事業実施事業者と調整のうえ決定することとなります。

次に「執行率が低かったことについて、事業者はどのような知見が出てきたのか」についてですが、複数の決済事業者が、全国各地の自治体で同様の事業を実施し、還元率や還元額、対象店舗によりどのように利用率が変化するかという情報をそれぞれ蓄積しており、現在の本市の状況でどの程度の利用が見込まれるのかについてのご提案をいただきました。

次に「施策目的が同じであれば、対象店舗も同じと考えてよいのか。」についてですが、総務省の「サービス産業動向調査」や経済産業省の「商業動態統計」等から、コロナ禍における業種別の売上高の変化を確認することが可能となっております。前回の事業実施時とは売上高等の状況が変わっている業種もあると考えられるため、現在の状況を踏まえて対象店舗を決定したいと考えております。

次に、「商品券など方法は考えられるが、なぜキャッシュレス決済ポイント還元になったのか。QRコード決済を使用できない、使用しない市民が蚊帳の外になることについての見解は。」についてですが、令和3年6月議会にて「商店街等お買物券事業補助金」の予算を可決いただき、現在、事業実施に向けて準備を進めているところでございます。複数の経済活性化事業を長期にわたって実施することにより、QRコード決済を使用できる方もできない方もそれぞれに特典を受けることができるとともに、より多くの方が本市の事業に参加し、商品購入やサービスをご利用いただくことで、市内経済の活性化に繋げることができると考えております。

次に、「特定のQRコード決済事業者の顧客営業に、税金をつぎ込むことに対する見解は。」についてですが、決済事業者につきましては、複数事業者の中から事業内容に対応できる事業者を選定することとしており、事業実施に伴う事務手数料等においても、適正な範囲と認識しております。また、QRコード決済をはじめとするキャッシュレス決済の利用が国全体として推進されており、その利用割合が上昇している近年において、これまでキャッシュレス決済を利用してこられなかった市民の方にもご利用を開始いただくきっかけとしていただければと考えているところであります。

次に、「今回の予定期間に「宣言」が出ていたら延期するのか」についてですが、宣言に伴い実施される市民の行動制限の内容や事業対象店舗における利用者の密集状況への影響、感染拡大や病床のひっ迫状況など、様々な状況を総合的に判断して決定するものであることから、宣言によって必ずしも延期をするものではないと考えております。

次に、「予算を超えた場合、当初の予定より早くキャンペーンを終了するのか」についてですが、本事業の全国的な傾向としましては、還元率や還元額等の各種条件の設定が利用者の関心度に大きく影響していると考えられているため、本市としましては、予定期間で対応するよう条件等を検討するとともに、執行状況を確認しながら、適切に事務を進めてまいりたいと考えております。

最後に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に関するご質問にお答えします。

今回ご提案しております「事業者支援金給付事業」及び「キャッシュレス決済ポイント還元事業」につきましては、いずれも新型コロナ対策関連経費として位置付けており、その財源として「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用できるものと考えております。

また、現時点における、令和3年度の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」についてですが、国の令和2年度第3次補正予算分として、5億7,761万2千円が、本年8月20日には、事業者支援分としての追加交付、1億1,378万6千円が、それぞれ交付限度額として示されております。

なお、この臨時交付金につきましては、令和3年度における本市への交付限度額や今後の新型コロナ対策関連経費等の状況を見極めながら、適切な時期に財源の更正を行うこととしております